

大阪医科大学学報

第59号 平成16年2月
(インターネット版)



二・二六事件 香椎浩平戒厳司令官
旧別荘（大分県 湯布院）

目 次

理事長就任の挨拶	2
規程関係	4
名誉理事長称号授与・受賞	18
寄付金	19
学位記授与	20
助成金	21
市民公開講座	22
医学会秋季学術講演会	23
学内行事	24
医療安全対策室関係	26
会議・行事予定	27
中山国際医学医療交流センター	29
保健管理室からのお知らせ	31
俳句	34

理事長に就任して



理事長 國澤 隆雄

田中前理事長の任期満了に伴い平成15年12月1日付で第7代目の理事長に就任いたしました。責任の重大さに身の引き締まる思いがいたします。誠に非力ではありますが本学の創立者吉津度、太田光熙、松島寛三郎3先生の建学の理念である【良医の育成】と5つの経営指針である【独自性の発揮】【良医及び良看護師の育成】【地域社会との共生】【財政基盤の安定強化】【健全性及び透明性の向上】に則って私なりに目標をたてその実現に努力してまいりたいと考えております。

さて、現在我国では少子高齢化、教育改革、IT化、国際化等が問題となっております。医学及び医療の世界でも医療保険制度の見直し、高度先進医療の開発、地域及び国際社会での医学医療協力、卒後研修の必修化、医療倫理の確立、安全対策等重要課題が山積しております。このような変化の激しい時代において重要なことは、私ども役職員が本学の理念、経営指針及び中長期計画に対する共通の認識に立ってその実現に向けて英知を結集し努力することでありませぬ。

以下、具体的に私の基本的な考えを皆さんにお伝えしたいと思います。

第1に、本学の基本的機能は、教育・研究・診療であります。これらの機能については、学長、病院長及び看護専門学校長がその責任を負っています。これに対し理事長は、教育・研究・診療の機能がバランスよく行われるように経営的あるいは財政的に支える責任を負っているとともに、社会の負託に応える責任も負っていると言えます。

本学はその高い公共性のゆえに永続的に発展していかなければなりません。そのためには環境変化に応じた様々の諸施策を実施するとともに、他方では教育・研究・診療事業を通じて得られた資産及び教職員、同窓、関連病院、学生保護者等からの寄付金等の安全を確保し財政の健全性とその基盤の強化を図っていかなければなりません。

今後、田中前理事長の下で計画された新総合棟(病院7号館)、看護専門学校々舎及び新講義実習棟(PA会館)の建築を予定どおり遂行するとともに教育・研究・診療の質のより一層の向上を支えていく決意であります。さらに収入の多角化及び既に効果の出ている物流センターを通してのコストの削減により財政基盤を磐石なものにしたいとも考えております。

第2に、外部環境の変化が少なかった昭和の後半においては、慣行に基づく静態的な経営が可能でありましたが、平成に入ってから急激な社会の変化の中では動態的な経営が必要不可欠なものとなっております。そこで平成13年度に策定した中期5ヵ年計画に謳われている5つの経営指針に則って、計画の重点項目を既に実施済のもの、現在実施中のもの、将来実施すべきものに整理して、新たに16年度を始期とする中期5ヵ年計画を策定いたします。この計画の策定によって、本学発展の意義ある方向づけ、目標達成のための具体的手段の確立、その有効性の検討、そして評価測定ができるものと確信しております。さらに、本学の理念であります。「良医・良看護師の育成」といった建学の精神を再認識し、「自分の大学・看護専門学校の存在意義は何か」を考え直す機会ともしたいと考えております。

繰り返しになりますが本学を取り巻く環境は厳しさを増しており年々教育・研究・診療面における負荷は増大しております。このような逆境においても徹底した役職員の意識改革と学生・患者等ステークホルダーのニーズを的確に捉えた経営に全知全能を傾注すれば実りある明日が必ず約束されるものと信じております。

最後になりましたが、教授会等学内諸組織及び仁泉会・白友会・PA会・関連病院等学外組織並びに行政との有機的連携を図りながら、最優の医科大学を目指し全力投球をいたします。皆様方のご指導ご支援をお願いいたします。

以上

略 歴

昭和33年3月	関西大学大学院法学研究科修士課程修了
平成11年3月	大阪大学大学院法学研究科博士課程修了 法学博士
昭和33年2月	大同生命保険相互会社入社
平成2年3月	” 理事・法務部長
平成5年10月	大阪大学法学部講師（非常勤）
平成6年7月	大同生命保険相互会社常勤監査役
平成8年1月	学校法人大阪医科大学監事
平成9年9月	関西大学法学部講師（非常勤）
平成14年4月	学校法人大阪医科大学常務理事
平成15年12月	” 理事長

規程関係

規程制定

規程が次のとおり制定されました。

学校法人大阪医科大学名誉理事長称号規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人大阪医科大学（以下「本法人」という。）の理事長として、本法人の発展に寄与し、多大な功績を残した者に対して、その功労を顕彰するため名誉理事長の称号を授与することを目的とする。

(称号授与基準)

第2条 名誉理事長は本法人の理事長として二期以上在職し、その間特に本法人の発展に寄与し、多大な功績を残した者に対して、名誉理事長の称号を授与する。

2. 名誉理事長の称号は終身とする。

(称号授与手続き等)

第3条 名誉理事長の称号は、理事会の議を経て理事長が授与する。

(称号授与発令)

第4条 名誉理事長の称号授与の発令は、当該職務を退任した後、速やかに行うものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の承認をもって行うものとする。

附 則 この規程は、平成15年11月28日から施行する。

大阪医科大学附属病院規程

(趣 旨)

第1条 大阪医科大学学則第54条に基づき、この規程を定める。

(目的)

第2条 附属病院は、診療を通して教育研究その他医学の発展に貢献するとともに、広く社会に貢献することを目的とする。

(職 員)

第3条 附属病院に次の職員を置く。

- 一 病院長
- 二 副院長（若干名）
- 三 教員及び職員

2. 病院長は、「大阪医科大学附属病院長予定者選考規程」により選出された予定者につき理事会で決定する。
3. 病院長は、附属病院における教育、診療、ならびに研究の向上と拡充を図るため人的ならびに物的な管理を行い、その機能を十分に発揮せしめる責を有する。
4. 副院長は、病院長が選任し、病院長を補佐する。
5. 教員および職員は、病院長のもとに附属病院の業務に従事する。

(組織)

第4条 別に定められた規程または病院長の決定に基づき、附属病院に次の組織を置く。

- 一 適宜の診療科
- 二 必要な診療を行うための適宜の部、室、課、センター等
- 三 その他の関連規程で定められたもの

第5条 附属病院に病院運営会議を設け、運営に関する重要事項を審議する。

2. 病院運営会議の規則は別に定める。

第6条 附属病院に病院教員人事委員会を設け、「病院教員」人事に関する事項を審議する。

2. 病院教員人事委員会の規則は別に定める。

(権限委譲)

第7条 病院長は、その責任において権限の一部を副院長、教員または職員に委譲することができる。

(細則)

第8条 この規程を実施するために必要な事項は、別に細則で定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、教授会の議を経て理事会の承認をもって行う。

附則 この規程は、平成15年12月1日から施行する。

大阪医科大学附属病院規程細則

(趣旨)

第1条 大阪医科大学附属病院規程第8条に基づき、本細則を定める。

(「病院教員」)

第2条 教員区分における病院教員及び、医学部教員のうち附属病院において医学教育及び診療に携わる併任辞令を受けた者を「病院教員」と称する。

第3条 「病院教員」の任期は5年とし、引き続き再任を妨げない。

第4条 「病院教員」が任期満了後再任されない場合、医学部教員の区分とする。

(診療科の教員人事組織)

第5条 診療科には、次の「病院教員」を置く。

- 一 科長
- 二 医長(複数名も可)

規程関係

- 三 副医長（複数名も可）
- 四 医員（複数名も可）
- 2. 科長は、病院教員人事委員会の推薦に基づき、理事長が任命する。
- 3. 科長は、病院長の指導の下、担当診療科を統率する。
- 4. 医長は、科長が推薦し、病院教員人事委員会の議を経て、理事長が任命する。
- 5. 医長は、科長を補佐する。
- 6. 副医長および医員は、科長が病院長の了承を得て選任する。

（診療科長会）

第6条 大阪医科大学附属病院に診療科長会を設ける。

第7条 診療科長会は附属病院における診療に関する事項および病院業務等に関し、審議を行い、その円滑な運営を図ることを目的とする。

第8条 診療科長会は次に掲げる者を持って構成する。

- 一 病院長
- 二 副院長
- 三 診療各科科長
- 四 各中央部門の部長、室長、センター長
- 五 看護部長、病院事務部長

第9条 診療科長会は、原則として毎月1回以上開催する。

- 2. 診療科長会は、病院長が招集し、その議長となる。ただし病院長に事故あるときは、あらかじめ指名した副院長が招集し、議長を代行する。
- 3. 診療科長会は、必要に応じこの会議の構成員以外の職員の出席を求め、その意見を聞くことができる。

（改 廃）

第10条 この細則の改廃は、臨床系教授会の議を経て、理事会の承認をもって行う。

附 則 この細則は、平成15年12月1日から施行する。

大阪医科大学附属病院病院運営会議規程

（趣 旨）

第1条 大阪医科大学附属病院規程第5条に基づき、附属病院に病院運営会議を置く。

（目 的）

第2条 病院運営会議は、附属病院の業務運営に関する重要事項について審議し、その円滑な運営を図ることを目的とする。

（組 織）

第3条 病院運営会議は次に掲げる者を持って構成する。

- 一 病院長
- 二 理事（病院担当）

- 三 副院長
- 四 薬剤部長
- 五 看護部長
- 六 病院事務部長

（会議運営）

第4条 病院運営会議は、原則として毎月1回以上開催する。

- 2. 病院運営会議は、病院長が招集し、その議長となる。ただし病院長に事故あるときは、あらかじめ指名した副院長が招集し、議長を代行する。
- 3. 病院運営会議は、構成員の過半数の出席をもって成立する。
- 4. 議事は出席者の過半数の賛成をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5. 病院運営会議は、必要に応じこの会議の構成員以外の職員に出席を求め、その意見を聞くことができる。

（改 廃）

第5条 この規程の改廃は、臨床系教授会の議を経て、理事会の承認をもって行う。

附 則 この規程は、平成15年12月1日から施行する。

大阪医科大学附属病院病院教員人事委員会規程

（趣 旨）

第1条 大阪医科大学附属病院規程第6条に基づき、附属病院に病院教員人事委員会を設置する。

（目 的）

第2条 病院教員人事委員会は、「病院教員」の人事の活性化を図るとともに、公正な人員配置を行うことを目的とする。

（組 織）

第3条 病院教員人事委員会は次に掲げる者をもって構成する。

- 一 病院長
 - 二 理事（病院担当）
 - 三 副院長
 - 四 臨床系教授（若干名）
- 2. 構成員のうち、臨床系教授（若干名）は、病院長が選任する。
 - 3. 議事に関係する教授はオブザーバーとして出席することができる。

（会議運営）

第4条 病院教員人事委員会は、病院長が招集し、その議長となる。

ただし、病院長に事故あるときは、あらかじめ指名した副院長が招集し、議長を代行する。

- 2. 病院教員人事委員会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。
- 3. 議事は出席者の過半数の賛成をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4. 病院教員人事委員会は、必要に応じこの会議の構成員以外の職員に出席を求め、その意見を聞

規程関係

くことができる。

第5条 病院教員人事委員会は、次の審議を行う。

- 一 科長の推薦
- 二 医長候補者の適任性
- 三 病院教授称号認可の推薦
- 四 「病院教員」の再任
- 五 「病院教員」の人材育成、活動評価全般
- 六 その他、病院長の諮問もしくは科長または医長の要請に基づき、「病院教員」の人事全般

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、臨床系教授会の議を経て、理事会の承認をもって行う。

附 則 この規程は、平成15年12月1日から施行する。

大阪医科大学附属病院長予定者選考規程

(趣 旨)

第1条 大阪医科大学附属病院長予定者の選考について必要な事項を定める。

(選考の事由)

第2条 病院長の選考は次の事由があるときに行う。

- 一 病院長の任期が満了するとき
 - 二 病院長の申出により、理事会が辞任を承認したとき
 - 三 その他病院長の欠けたとき
2. 病院長の任期は4年とし、再任をさまたげない。ただし、再任時の任期は、初任の任期満了の翌日から2年とする。

(選考の方法)

第3条 病院長予定者の選考は、自薦または他薦の病院長候補者につき、選挙を経て教授会における選出により病院長予定者を確定する方法によって行う。

2. 病院長候補者が1名の場合には、教授会による選出のみを行う。

(選考手続の開始)

第4条 第2条第1項第1号の場合、病院長はその任期満了の日の少なくとも3ヶ月以前に病院長予定者選考の手続を開始しなければならない。

2. 第2条第1項第2号及び第3号の場合、理事長の指名により病院長代行を定め、病院長代行は、就任の日から1ヶ月以内に病院長予定者選考の手続を開始しなければならない。

(選挙管理)

第5条 病院長予定者の選挙は別に定める病院長予定者選挙管理委員会がその事務を行う。

(病院長予定者)

第6条 病院長は、医師の資格を持ち、医科大学の病院長たるにふさわしい臨床および学識経験と管理

能力を有する者で、専らその職に就くものでなければならない。

2. 病院長候補者は、自薦または他薦により、本学の内外を問わず広くこれを求めるものとする。ただし、他薦の場合は、理事長、常務理事、本学専任の教授、助教授、講師が推薦できるものとし、本人の承諾を得なければならない。
3. 65才を越えて病院長候補者となることはできない。ただし、再任の場合はこの限りではない。

（投票方法）

第7条 選挙の投票は、所定の投票用紙を用い、単記無記名投票の方法によって行う。

（選挙）

第8条 選挙の有権者は、本学専任教員（教授、助教授、講師、助手）と附属病院専任職員の課長補佐（相当職を含む）以上の職員とする。

2. 選挙は、有権者総数の2分の1以上の有効投票をもって成立する。

（選挙当選者）

第9条 選挙においては、上位3名までを当選者とする。ただし得票数が有効投票数の10分の1未満の場合は当選者とししない。

2. 得票同数により、当選者が3名を超えた場合には、得票同数のもの全員を当選者とする。

第10条 当選者の氏名は五十音順に列記して公示する。

2. 当選者は、推薦後特別の事情が生じたため、病院長の職務が著しく困難となった場合でなければ、病院長予定者の辞退をする事ができない。

（教授会における選出）

第11条 教授会における選出は、選挙の当選者につき、選挙後1ヶ月以内に行う。

2. 教授会における選出は、本学専任教授の4分の3以上の単記無記名投票により、有効投票の過半数を得た者につき、教授会の承認を得て行う。
3. 有効投票の過半数を得た者がいない場合は、投票多数の上位2名について、決選投票を行い最終当選者を決定する。
4. 前項の場合において、同順位者が複数のため、上位2名を決定できないときは、同順位の中においては、年長順に上位として上位2名を決定し、右2名について決選投票を行い最終当選者を決定する。
5. 第10条第2項の規程は、教授会選出の最終当選者にこれを準用する。

（病院長予定者の報告）

第12条 学長は教授会において選出された最終当選者を病院長予定者として理事会に推薦する。

（選挙の紛議）

第13条 選挙の不成立その他選挙に関する紛議および教授会における選出に関する紛議の生じた場合の措置は、教授会の議を経て理事長が決定する。

（改廃）

第14条 本規程の改廃は、教授会の審議を経て理事会の承認をもって行う。

規程関係

- 附 則**
1. この規程は、平成15年12月1日から施行する。
 2. 所定の期間内に病院長候補者の届出がない場合は、第6条第1項の資格を有する本学専任教授全員を候補者と見なして選挙を行う。この場合第6条第1項後段の規程（専任制）の適用は猶予する。
なお、専任でない場合の病院長の任期は2年とし、再任をさまたげない。ただし、再任時の任期は、初任の任期満了の翌日から2年とする。
 3. 「大阪医科大学附属病院長選挙規程」は本規程施行と同時に廃止する。

大阪医科大学附属病院長予定者選挙管理委員会規程

（趣 旨）

第1条 本規程は大阪医科大学附属病院長予定者選考規程（以下「規程」という）第5条の規程によりこれを設ける。

（選考手続きの開始）

第2条 規程第4条に定める病院長予定者選考手続きの開始は、病院長または病院長代行が、病院長予定者の選考手続きを行う旨を公示して行う。

（選挙管理委員会の構成）

第3条 病院長予定者選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という）の委員は、教授、助教授、講師、助手からそれぞれ3名ずつ選出された12名ならびにその他の病院職員から3名、計15名の委員について、病院長又は病院長代行が委嘱する。

2. 委員の任期は新病院長の就任の日までとする。

（選挙管理委員会の運営）

第4条 選挙管理委員会は、委員の互選により委員長及び副委員長を選出するものとする。

2. 委員長は選挙管理委員会を招集し、その議長となり、選挙管理委員会の運営を円滑にする。ただし、委員長が選出されるまでの委員長の職務は、病院長が行う。
3. 副委員長は、委員長に支障ある場合、委員長の職務を代行する。
4. 選挙管理委員会の会議の定足数は、委員の過半数とする。
5. 選挙管理委員会において議決を必要とするときは、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

第5条 選挙管理委員会は、次の各号の事務を行う。

- 一 病院長候補者の受付
- 二 選挙および不在者投票に関する日時、場所の決定と公示
- 三 候補者に関する公示
- 四 有権者名簿の作成
- 五 有権者名簿の縦覧および異議申し立てに関する事務
- 六 投票用紙の作成
- 七 立会人の決定ならびに投票および開票の管理
- 八 投票の効力の判定
- 九 投票結果の記録と公示
- 十 その他病院長予定者選挙の管理に関する一切の事務

（選挙期日）

第6条 選挙管理委員会は発足後すみやかに選挙期日を定めこれを公示しなければならない。

（病院長候補者の届出）

- 第7条** 病院長候補者（以下「候補者」という）の届出は、前条の選挙期日の公示から2週間とする。
2. 候補者の届出は、前項に定める期間中に所定の用紙で選挙管理委員会に対して行う。ただし、候補者を推薦するときは、推薦者名を明記し、候補者本人の承諾を得て届出なければならない。
 3. 期間中に候補者の届出がない場合は、規程附則2項を適用する。
 4. 選挙管理委員会の委員が候補者として届けられたとき、もしくは候補者としてみなされたときは、委員の地位を失うものとする。この場合その委員の属する職位から委員を補充するものとする。

（候補者公報）

第8条 選挙管理委員会は、届出のあった候補者の数を確認のうえ、規程第3条に定める選考の方法を決定するとともに、候補者に関する公報を作成し選挙期日の1週間前までに公示しなければならない。

（有権者）

- 第9条** 規程第8条第1項にいう有権者は、第6条に定める公示の日（以下「選挙公示日」という）に本学に在籍し、かつ、引続き投票日に在籍している者とする。ただし、選挙公示日から投票日にかけて引続き海外出張中の者は有権者から除く。
2. 前項の有権者の職位は選挙の公示日の職位をもってその者の職位と見なす。

（有権者名簿）

- 第10条** 選挙管理委員会は、有権者の名簿を作成しなければならない。
2. 選挙管理委員会は、前項の名簿を選挙期日前27日から1週間、その指定する場所において、有権者の縦覧に供しなければならない。
 3. 有権者は、名簿の記載事項に異議あるときは、縦覧期間内に選挙管理委員会に申出ることができる。
 4. 前項の異議申出またはその他の理由により名簿の記載事項を修正する必要がある場合は、選挙管理委員会は、縦覧終了後3日以内にこれを修正し、その結果を当人に通知しなければならない。

（不在者投票）

第11条 投票日に投票できない者のうち、その理由が、公務出張による場合に限り、不在者投票をすることができる。

（選挙の開票等）

第12条 選挙管理委員会は、選挙の投票終了後すみやかに開票し、有権者数、投票数、有効投票数、候補者名と得票数、当選者名などの選挙結果を直ちに公示するとともに、病院長または病院長代行および学長に報告しなければならない。

規程関係

(投票の効力)

- 第13条** 所定の投票用紙以外でした投票または候補者氏名以外の事項を記入した投票は、無効とする。
2. 白票は有効票として算定する。
 3. その他投票の効力について疑義が生じたときは、選挙管理委員会が決定する。

(改正)

第14条 本規程の改正は、大阪医科大学附属病院長予定者選考規程第14条に準じて行う。

- 附 則**
1. この規程は、平成15年12月1日から施行する。
 2. 「大阪医科大学附属病院長選挙管理委員会規程」は本規程施行と同時に廃止する。

大阪医科大学附属病院臨床研修医規程

(目的)

第1条 この規程は、大阪医科大学附属病院（以下「本院」という。）で実施する医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2の規程に基づく臨床研修を行う医師（以下「臨床研修医」という。）に関して必要な事項について定める。

(資格)

第2条 臨床研修医となることができる者は、医師国家試験に合格し、医師免許を得た者のうち、病院長が適当と認めた者とする。

(許可)

第3条 臨床研修医を志望する者は、病院長が定める期間内に臨床研修の許可を病院長に申請しなければならない。

(定数)

第4条 臨床研修医の定数は、別に定める。

(研修)

- 第5条** 臨床研修は、病院長が別に定める臨床研修医募集要項ならびに初期臨床研修プログラムに基づいて行うものとする。
2. 臨床研修医は、法令、条例及び本規程を遵守しなければならない。
 3. 各研修担当科は、臨床研修医に関する研修評価表を作成し、病院長に提出するものとする。
 4. 病院長は、研修評価表に基づいて個々の臨床研修医を総合評価するものとする。
 5. 病院長は、研修期間を終了した臨床研修医に対して、修了書を授与する。

(研修期間)

第6条 臨床研修医の臨床研修期間は2年間とする。

(許可の取消)

第7条 臨床研修医が次の各号の一つに該当する場合は、臨床研修委員会の議に基づき、病院長は臨床研修の許可を取り消すことができる。

- 一 予定臨床研修期間内に研修が終了できなかつたとき。
- 二 単位期間を更新しなかつたとき。
- 三 臨床研修中止手続きを完了したとき。
- 四 死亡したとき。
- 五 医師免許の取消し若しくは停止、又は医業の停止の処分を受けたとき。
- 六 法令、条例及び規程に違反したとき。
- 七 公序良俗に著しく反する行為を行ったとき。
- 八 その他、病院長が不相当と認めたととき。

(服 務)

第8条 臨床研修医の服務に関する規律及びその他の事項は、別に定めるものとする。

(報酬等)

第9条 臨床研修医の報酬(手当)と処遇に関する事項は、別に定めるものとする。

(出願手続)

第10条 臨床研修医を志望する者は、別に定める書類を病院長に提出するものとする。

2. 採用が決定した臨床研修医は、医師免許証(原本)の提出、健康診断受診ほか本院が指定する手続きをとらなければならない。

(採用手続)

第11条 前条の出願のあった者について、病院長が選考のうえ、マッチングを経て採用を決定するものとする。

附 則 この規程は、平成15年11月18日から施行する。

大阪医科大学附属病院卒後臨床研修センター組織運営規程

第1条 この規程は、大阪医科大学附属病院卒後臨床研修センター(以下「研修センター」という。)の組織及び運営について必要な事項を定める。

第2条 研修センターは、大阪医科大学附属病院(以下「本院」という。)及び研修協力病院等を含めた包括的な研修プログラムを実施し、その管理及び評価を一元的に行う機構とする。

第3条 研修センターに、次の職員を置く。

- 一 研修センター長(以下「センター長」という。)(兼任)
- 二 副研修センター長(以下「副センター長」という。)(兼任) 1名
- 三 総括指導医(専任又は兼任) 1名
- 四 事務責任者(専任又は兼任) 1名
- 五 事務員(専任) 1名
- 六 その他センター長が必要と認めたと者 若干名

規程関係

2. センター長は、理事長の委嘱により、病院長が兼務する。
3. センター長は、センター業務を掌理し、管理・運営にあたる。また、研修修了書を発行、授与する。
4. 副センター長は、センター長が推薦し、理事長が委嘱する。
5. 副センター長は、センター長の職務を補佐する。
6. 総括指導医は、本院の選任している指導医の中からセンター長が推薦し、理事長が委嘱する。総括指導医は、指導医の指導及び臨床研修医の指導体制や研修内容の充実及び管理をつかさどる。
7. 第1項4号から5号に定める者は、センター長の命を受け、第2条に関連する業務を、研修センターにおいて処理する。

第4条 研修センターの円滑な運営を図るため、研修管理委員会を置く。

2. 研修管理委員会は、研修センターの審議機関とし、研修センターの基本的事項など運営に関する重要事項及び研修の修了認定を審議決定する。
3. 研修管理委員会は、次の委員をもって組織する。
 - 一 センター長
 - 二 副センター長
 - 三 学生部長
 - 四 臨床全ての教授
 - 五 病理学、衛生学・公衆衛生学の教授
 - 六 研修センター総括指導医
 - 七 協力型臨床研修病院の研修実施責任者
 - 八 研修協力施設群の代表
 - 九 研修センター事務責任者
4. 研修管理委員会の委員長は、副センター長をもって充てる。
5. 研修管理委員会は、定例に開催する。さらに、委員長が必要と認めたときには開催することができる。
6. 研修管理委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、議事は出席委員の過半数をもって決する。可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

第5条 研修管理委員会の小委員会として、臨床研修運営委員会及び臨床研修評価委員会を置く。

2. 臨床研修運営委員会は、主に研修プログラムの管理運営を行う。
3. 臨床研修評価委員会は、主に臨床研修医の研修状況の評価等を行う。

第6条 この規程に定めるもののほか、研修センターの業務に関し、必要な事項は、センター長が別に定める。

第7条 この規程の改廃は、理事会の承認をもって行うものとする。

附 則 この規程は、平成15年12月16日から施行する。

大阪医科大学病院教授（称号）規程

（目的）

第1条 この規程は、附属病院における診療の充実を期するため、病院教授の称号を認めることを目的とする。

（称号の認可）

第2条 病院教授の称号は、附属病院の診療科長または部長、センター長、室長の中から、病院教員人事委員会の推薦を経て、臨床系教授会で決定し、理事長が認可する。

2. 病院教授の称号認可は、10名を超えないものとする。

第3条 病院教授の称号の認可を受けた者が、診療科長、部長、センター長、室長の役職を辞任した場合、以後の称号の使用は認めない。

（選考手続）

第4条 病院教授称号認可の選考は病院教員人事委員会において行う。

2. 病院教授称号認可の選考は、病院教員人事委員会の委員の推薦を待つて行う。

3. 選考を受けようとする者は、履歴書、診療の実績および病院に対する抱負・行動目標を病院教員人事委員会に提出しなければならない。

（改 廃）

第5条 本規程の改廃は、病院教員人事委員会の議を経て理事会の承認をもって行う。

附 則 この規程は、平成15年12月1日から施行する。

大阪医科大学医療訴訟対策委員会規程

（目的）

第1条 この規程は、大阪医科大学附属病院の医療行為等に対して学校法人大阪医科大学（以下「法人」という。）及び医師等を相手として医療訴訟等が起こされた場合、法人として速やかに且つ円満に解決することを目的として医療訴訟対策委員会（以下「本委員会」という。）を設置する。

（委員）

第2条 次の各号に掲げる委員をもって組織する。

一 病院長

二 副院長（医療安全対策室室長）

三 顧問弁護士

四 当該診療科主任（主管）教授（部長含む）と主治医（又は担当医）

五 関連する診療科主任（主管）教授（部長含む）と主治医（又は担当医）

六 病理解剖が行われた時は、当該病理解剖主任（主管）教授

七 その他委員長が必要と認めた者

規程関係

(委員長)

第3条 本委員会に委員長を置き、病院長をもって充てる。

2. 委員長は本委員会を招集し、その議長となる。

(本委員会の協議事項・開催)

第4条 本委員会の協議は原則として裁判上の訴訟に限る。

ただし、委員長が必要と認めた示談・和解・調停その他係争の場合に本委員会を開催することができる。

(本委員会)

第5条 本委員会の事務は医療安全対策室が所管する。

(雑則)

第6条 この規程の改廃は、理事会の承認をもって行うものとする。

附則 この規程は、平成15年11月18日から施行する。

大阪医科大学附属病院感染対策室運営規程

第1条 この規程は、大阪医科大学附属病院感染対策室（以下「感染対策室」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 感染対策室は、大阪医科大学附属病院（以下「本院」という。）病院長の指示のもとに、院内感染対策委員会と共に、院内感染対策を講じ、その業務に関する企画立案及び評価、病院内における職員の院内感染対策に関する意識の向上や指導などの業務を行う。

(構成)

第3条 感染対策室に、次の職員を置く。

- | | |
|--------------------|-----|
| 一 室長（専任または兼務） | 1名 |
| 二 副室長（専任または兼務） | 1名 |
| 三 医師（専任または兼務） | 若干名 |
| 四 看護師（専任または兼務） | 若干名 |
| 五 薬剤師（専任または兼務） | 若干名 |
| 六 微生物学専門家（兼務） | 1名 |
| 七 中央検査部技師（専任または兼務） | 1名 |
| 八 事務員（専任または兼務） | 1名 |

2. 室長は、病院長が推薦し、理事長が委嘱する。
3. 室長は、感染対策室業務を掌理し、管理・運営にあたる。
4. 副室長は、室長が推薦し、病院長の承認を得て理事長が委嘱する。
5. 副室長は、室長の職務を補佐する。
6. 医師は、内科系、外科系、小児科から各1名を室長が推薦し、病院長の承認を得て理事長が委嘱する。

(業務内容)

第4条 第2条の目的を達成するために、対策マニュアル整備、病棟巡回、院内耐性菌サーベイランス、アウトブレイク時の緊急対応、職員研修、講習会開催などの具体的な対策を行う。

(改 廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の承認をもって行う。

附 則 この規程は、平成16年1月1日から施行する。

規程改正

規程が次のとおり改正されました。

学校法人大阪医科大学事務処理規程（関係条文新旧対照表）

新	旧
<p>第3条 本法人の事務処理は、所属長を経由し、組織、人事及び経営管理に関する事項及び財務負担を伴う事項は理事長の決裁を、学事に関する事項は学長の決裁を、<u>病院に関する事項は病院長の決裁を</u>、看護専門学校に関する事項については校長の決裁を受けるものとする。</p>	<p>第3条 本法人の事務処理は、所属長を経由し、<u>原則として</u>組織、人事及び経営管理に関する事項及び財務負担を伴う事項は理事長の決裁を、学事に関する事項は学長の決裁を、看護専門学校に関する事項については校長の決裁を受けるものとする。</p>
<p>附則 この改正は、平成15年12月1日から施行する。</p>	

名誉理事長称号授与



理事長を平成15年11月30日付で任期満了退任された田中忠彌先生（相談役）に、法人運営にかかる永年のご功績に対して法人から、同年12月1日付で「名誉理事長」の称号が授与されました。

受賞について



平成15年度日本医師会医学研究助成賞に、本学眼科学教室の池田恒彦教授が選出されました。受賞の対象となった研究内容は「特発性黄斑円孔の病態に関する基礎的研究」で、現在、手術しか治療法のない特発性黄斑円孔の病態を分子生物学的に検討し、将来における薬物療法の可能性を示唆したインパクトのある研究として評価されました。なお、本研究は本学薬理学教室の宮崎瑞夫教授、高井真司助教授との共同によるものです。

記念継続事業（新総合棟建設）に係る寄付金の応募状況について

区分	項目	寄 付 金	
		件数	総額（円）
会社等（個人・一般含む）		89	76,871,840
関連病院		9	1,530,000
仁泉会会員（大阪医科大学卒業生）		106	24,510,000
白友会会員（看護専門学校卒業生）		51	2,748,000
学生保護者		14	5,700,000
本法人役員・評議員		19	11,215,500
教職員（名誉教授・教職員OB含む）		1,548	21,345,000
計		1,836	143,920,340

平成15年12月31日現在

寄付金申込者

平成15年10月1日から12月31日までの間の寄付金申込者は、16件、金額13,180,000円です。
ここに寄付金申込をいただきました方のご芳名を掲載させていただき感謝の意を表します。

（順不同・敬称略）

企業関係 3件、金額 7,500,000円

浅海電気株式会社 近畿コカ・コーラボトリング株式会社
富士フィルムメディカル西日本株式会社

関連病院関係 9件、金額 1,530,000円

吉中 丈志 医療法人歓喜会辻外科病院 医療法人社団同仁会彦根中央病院
医療法人回生会 医療法人翠清会 社会福祉法人恩賜財団大阪府済生会茨木病院
社会福祉法人恩賜財団静岡県済生会静岡済生会総合病院
医療法人和敬会寝屋川南病院 医療法人和敬会星田南病院

教職員関係 4件、金額 4,150,000円

植木 實 滝内比呂也 島田 眞久 國澤 隆雄

寄付金募集についてのお願い

昨年7月17日に、長年の懸案となっておりました新総合棟（病院7号館）の建設に着手いたしました。完成後は、教育・研究・診療の水準を格段に向上させると共に、地域医療の基幹病院としての役割を更に強固にするものであります。

この事業には、多額の建設資金を必要とし、その資金確保には、全学挙げて努力しておりますが、本学のおかれている現状では、学生の保護者、仁泉会会員（本学卒業生）、白友会会員（看護専門学校卒業生）、本学関係者はもとより各界、各位に、広くご支援を仰がなければならないのが実情であります。

つきましては、現下厳しい経済情勢の折、何卒本学の意をお汲みとり戴き、格別のご支援を賜わりますようお願い申し上げます。

募金に関する問い合わせ先：

大阪医科大学財務部財務課

TEL 072-684-6344（直通）

学位記授与

平成15年度（第 回）学位記授与

平成15年度第 回学位審査には、大学院医学研究科修士による者および論文提出による者の申請があり所定の審査が行われました。

その結果、平成15年12月3日をもって11名が合格し、12月4日（木）午後2時から第2会議室において学位記授与式が行われました。

番 号	氏 名	論 文 題 名
甲第670号	木山 賢	Castration-Induced Increases in Insulin-Like Growth Factor-Binding Protein 2 Promotes Proliferation of Androgen-independent Human Prostate LNCaP Tumors 去勢後、高発現を呈するIGFBP-2とヒト前立腺癌モデルLNCaPのアンドロゲン非依存性獲得との関連性について
甲第671号	谷掛 雅人	Three-dimensional CT Angiography of the Hepatic Artery: Use of Multi-Detector Row Helical CT and a Contrast Agent 肝動脈の三次元CT血管画像 マルチスライスCTと造影剤の使用法
甲第672号	花岡 忠人	Alterations in NMDA Receptor Subunit Levels in the Brain Regions of Rats Chronically Administered Typical or Atypical Antipsychotic Drugs 定型および非定型抗精神病薬慢性投与によるラット脳内NMDA型受容体サブユニットの変化について
甲第673号	御前 記良	-Tocopherol content and -tocopherol transfer protein expression in leukocytes of children with acute leukemia 急性白血病患児の白血球中における -トコフェロール濃度と -トコフェロール輸送蛋白質の発現
甲第674号	山田 佳孝	Transcriptional expression of survivin and its splice variants in brain tumors in humans ヒト脳腫瘍におけるsurvivin遺伝子およびそのスプライスバリエーションの転写発現
乙第964号	洪 耀欽	Homeobox Gene Expression and Mutation in Cervical Carcinoma Cells 子宮頸癌細胞におけるホメオボックス遺伝子発現と変異
乙第965号	李 相雄	Preoperative simulation of vascular anatomy by three-dimensional computed tomography imaging in laparoscopic gastric cancer surgery 腹腔鏡下胃癌手術における3次元CT血管画像を用いた術前シミュレーション
乙第966号	森田 英晃	Cardiac Contractility Modulation with Nonexcitatory Electric Signals Improves Left Ventricular Function in Dogs with Chronic Heart Failure イヌ慢性心不全モデルにおいて非興奮性電気刺激による心収縮力補助は左室機能を改善する

番 号	氏 名	論 文 題 名
乙第967号	東口 治弘	Csx/Nkx2-5 is required for homeostasis and survival of cardiac myocytes in the adult heart Csx/Nkx2-5は成体心における心筋細胞のホメオスタシスと生命維持に必要である
乙第968号	稲田 泰之	Positive association between panic disorder and polymorphism of the serotonin 2A receptor gene パニック障害とセロトニン2A受容体遺伝子との有意な相関
乙第969号	宮地 克彦	Overexpression of a DEAD box/RNA helicase protein, rck/p54, in human hepatocytes from patients with hepatitis C virus-related chronic hepatitis and its implication in hepatocellular carcinogenesis C型慢性肝炎症例におけるDEAD box/RNA helicase rck/p54の過剰発現とその肝癌移行について

.....

平成15年度 研究助成金 [財団法人日本糖尿病財団]

研 究 課 題	所 属 ・ 職 ・ 氏 名	助 成 金 額
劇症1型糖尿病の成因に関する研究 - エンテロウイルスとの関連について -	第1内科学教室 助手・今川彰久	100万円

市民公開講座

平成15年度 市民公開講座

平成15年度市民公開講座が下記のとおり開催されました。

[第5回]

11月15日（土）午後2時～ 臨床第1講堂

『ぼくらはみんな生きている』

小さな小さな赤ちゃんの物語

講師 本学 周産期センター 荻原 亨

『おくすりの上手な飲ませかた』

講師 附属病院薬剤部 西村 果純



[第6回]

12月20日（土）午後2時～ 臨床第1講堂

『高脂血症・高尿酸血症』

おくすりによる治療と食事療法

講師 附属病院

第三内科助教授 栄養部長 出口 寛文

栄養部 吉川 満三

[第7回]

1月17日（土）午後2時～ 臨床第1講堂

『今、話題の治験ってなあに』

講師 附属病院 耳鼻咽喉科学教授

治験センター長 竹中 洋



平成15年度 医学会秋季学術講演会

医学会秋季学術講演会が11月12日（水）午後2時から臨床第一講堂において開催されました。

[特別講演]

『 個体発生と生殖細胞分化 』
基礎的知識と分子生物学的知見
大阪大学 微生物病研究所
感染動物実験施設 助教授 野崎 正美



野崎助教授



福嶋教授

『 遺伝子情報の特殊性と遺伝子診療 』
信州大学 医学部附属病院 遺伝子診療部
教授 福嶋 義光

『 遺伝医療に心理士としてかかわる 』
信州大学 医学部 保健学科
助教授 玉井 真理子



玉井助教授

学内行事

院内コンサート開催



本学グリークラブ、本学管弦楽同好会、高槻混声合唱団エスポアールの共催による院内コンサートが本院外来ホールにおいて11月22日（土）午後2時から開催されました。来聴者の心には、美しい音色が響いたことでしょう。

年賀交歓会開催



恒例の年賀交歓会が、1月5日（月）午後1時から第9会議室において、理事長、学長、病院長をはじめ、教職員約100名が主席して開催されました。

合同消防避難訓練実施



（避難訓練風景）



（救出訓練風景）

11月7日（金）午後2時から、高槻市消防署と病院自衛消防隊の合同で夜間・休日体制における消防避難訓練が行われました。

当日は本院56病棟給湯室から出火したことを想定して、仮想患者による避難訓練、消防はしご車による救出訓練、救助袋による降下避難訓練等、火災発生時などの緊急時における患者様の生命と安全を守るための訓練が行われました。

平成15年度 実験動物慰霊祭



平成15年度実験動物慰霊祭が12月6日（土）午後1時より、講義実習棟第1講堂において、島田学長はじめ多数の教職員が参列し厳かに執り行なわれました。

本学菩提寺住職による読経の後、宮 実験動物センター長が祭文を奉読し、ヒトの命のために供された、物言わぬ数多の実験動物の御霊に向かい、満腔の謝意を表しました。

その後、参列者全員が焼香を行い、あらためて諸動物の命への畏敬の念を深くし、その命が無益とならないよう努めることを誓いました。

大阪医科大学関連病院長会総会



平成15年度大阪医科大学関連病院長会総会が、11月20日（木）午後3時から、たかつき京都ホテルにおいて、島田学長、植木病院長、勝副院長はじめ各教授、各関連病院長ら関係者約100名の出席のもと開催されました。

総会では、島田学長の開会挨拶に続き、植木病院長より平成15年度経過報告、ならびに新総合棟（病院7号館）建設資金募金のお願いが植木病院長と募金推進委員会副委員長長米田教授からありました。

その後、特別講演が次の通り行われました。

[特別講演]

『平成16年度以降の臨床研修必修化について』
厚生労働省大臣官房審議官 中島 正治 先生

医療安全対策室関係

安全管理の体制確保に関する特別講演会

安全管理の体制確保に関する特別講演会が11月11日（火）午後5時00分から、臨床第一講堂において横浜市立大学医学部 医療安全管理学 教授 橋本 迪生先生をお迎えし、各部門リスクマネージャー及びその他医療従事者、約270名の出席のもと開催されました。

植木病院長（安全管理委員会委員長）の開会挨拶に続き、下記の特別講演が行われました。

最後に閉会の挨拶として榎林副院長（医療安全対策室長）より同先生への謝辞を述べられ、講演が盛会のもとに終了しました。

[特別講演]

『大学病院の安全管理』

医療の質と安全

横浜市立大学医学部

医療安全管理学 教授 橋本 迪生 先生



事例検討会

事例検討会が12月2日（火）午後5時から、臨床第一講堂において教職員（医療従事者）約330名出席のもと開催されました。黒岩事故（防止）対策小委員会委員長の開会の挨拶に続き、事例検討会が下記の通り行われ、演者による具体的な事例の発表後、参加者との活発な意見交換があり、盛会のうちに終了しました。



（第1内科 学内講師 榎野 茂樹）



（眼科 学内講師 廣辻 徳彦）



（耳鼻咽喉科 学内講師 荒木 倫利）



（脳神経外科 講師 小川 竜介）

主要会議とその主な議題

8月1日から10月31日までの主要な会議とその主な議題は次のとおりです。

[理事会]

(11月18日)

- 審議事項 -

1. 理事長任期満了に伴う改選について
2. 相談役の委嘱について
3. 顧問の委嘱について
4. 大阪医科大学附属病院臨床研修医規程の制定について
5. 大阪医科大学医療訴訟対策委員会規程の制定について

- 報告事項 -

1. 担当理事運営会議報告
2. その他(学事・病院関係事項報告他)

(11月28日)*臨時

- 審議事項 -

1. 名誉理事長称号授与について
2. 新講義実習棟(PA会館)計画について

(12月16日)

- 報告事項 -

1. 平成15年度上半期収支状況報告

- 審議事項 -

1. 平成16年度予算編成について
2. 理事の選任について
3. 大阪医科大学附属病院卒後臨床研修センター組織運営規程の制定について

- 報告事項 -

2. 私立医科大学理事長会報告
3. 看護専門学校々舎基本設計について
4. その他(学事・病院関係事項報告他)

(1月20日)

- 審議事項 -

1. 理事の選任について
2. 監事の選任について
3. 評議員の選任について
4. 大阪医科大学附属病院感染対策室運営規程の制定について

- 報告事項 -

1. 大阪医科大学研究機構規程等について
2. その他(学事・病院関係事項報告他)

[評議員会]

(1月20日)*臨時

- 審議事項 -

1. 理事の選出について
2. 監事の選任について
3. 評議員の選任について

- 報告事項 -

1. 新総合棟(病院7号館)建築について
2. 募金について

[教授会]

(11月5日)

2. 医化学講座担当教授選考に関する件
3. 医化学講座担当教授選考方針及び同教授候補者の公募要領について
9. 教員の適正配置委員会委員の委嘱について

(11月19日)

4. その他

- 1) 平成16年度入学試験当日の総監督並びに総監督補佐の委嘱について

- 2) 大阪医科大学附属病院安全管理委員会規程について

- 4) 関西大学との「学术交流に関する協定書(案)」について

(12月3日)

3. 大阪医科大学附属病院長予定者選挙管理委員会に関する件

4. 外国人共同研究者の受入に関する件

6. 機器共同利用センター規程等の改正に関する件

8. その他

- 1) 自己点検・評価組織委員会委員長及び委員並びに自己点検・評価組織委員会小委員会(附属病院部会)委員長及び委員の委嘱に関する件

- 2) 教育センター委員の委嘱に関する件

- 3) 教員の適正配置委員会委員の委嘱に関する件

(12月17日)

1. 人事に関する件

4. 臨床教育教授及び臨床教育助教授の選出に関する件

6. その他

- 1) 教育主任者の委嘱に関する件

会 議・行事予定

(1月7日)

1. 人事に関する件
 - 3) 非常勤講師の任用について
2. 胸部外科学講座担当教授選考に関する件
3. 医化学講座担当教授選考に関する件
4. 臨床教育教授及び臨床教育助教授の選出に関する件
6. 学科目・講座再編成に関する件
8. その他
 - 1) 附属病院長選挙について

(1月21日)

4. 機器共同利用センター運営委員会委員の変更について
5. 各種委員会委員の改選に関する件

[大学院医学研究科委員会]

(11月19日)

1. 学外研修の許可願出について
2. 専攻医制度の再確認について

(12月3日)

1. 論文審査結果に関する件
2. 研究生の願出について

(12月17日)

1. 学生の退学願出について

主な行事日程表

2月1日から4月30日までの学内における主要な行事予定は次のとおりです。

- 2月4日(水) 教授会・大学院医学研究科委員会
- 5日(木) 大学院医学研究科入学試験(6日まで)
- 9日(月) 第1学年後期試験(27日まで)
- 10日(火) 理事会
- 13日(金) 医学部入学試験〔学科試験〕
(於 関西大学)
- 20日(金) 臨時教授会
医学部学科試験合格者発表
- 22日(日) 第93回看護師国家試験
- 23日(月) 医学部入学試験〔小論文・面接〕
(学科試験合格者のみ)
- 24日(火) 教授会・大学院医学研究科委員会
医学部入試合格者発表

3月3日(水) 教授会・大学院医学研究科委員会

- 4日(木) 大学院医学研究科入試合格者発表
- 6日(土) 第4学年Basic OSCE試験
第3・5学年春期休業
- 8日(月) 第2学年試験(12日まで)
第4学年春期休業
- 9日(火) 理事会
- 11日(木) 看護専門学校卒業式
- 13日(土) 第1・2学年春期休業
- 17日(水) 教授会・大学院医学研究科委員会
- 20日(土) 第98回医師国家試験(22日まで)
- 25日(木) 医学部・大学院卒業証書・学位記授与式
- 26日(金) 第93回看護師国家試験発表
- 30日(火) 理事会・評議員会

4月2日(金) 臨時教授会

- 3日(土) 入学宣誓式(医学部・大学院)
- 4日(日) 新入生学外合宿(於 亀岡ハイツ)
(6日まで)
- 5日(月) 第2・3・4学年授業開始
第5学年オリエンテーション
第6学年クリニカルクラークシップ再開(16日まで)
- 6日(火) 第5学年授業開始
- 7日(水) 教授会・大学院医学研究科委員会
- 8日(木) 第1学年オリエンテーション
(9日まで)
- 9日(金) 看護専門学校入学式
- 12日(月) 第1学年授業開始
- 13日(火) 理事会
- 17日(土) 市民公開講座
- 19日(金) 選択臨床実習開始(6月18日まで)
- 21日(水) 教授会・大学院医学研究科委員会
- 22日(木) 第98回医師国家試験合格発表

マレーシア 報告

衛生学・公衆衛生学 大学院生 川崎 隆士

2003年11月29日から2004年1月9日まで、国際協力事業団（JICA）のマレーシア国に対する労働安全衛生に関する国際協力プロジェクトに短期専門家として参加しました。正式名称は、NIOSH-JICA「国立労働安全衛生研究所機能向上計画」で2002年11月にスタートしています。

東南アジア諸国の中でも経済発展を続けるマレーシアは、産業の発展と共に労働災害、職業病の多発が懸念されていますが、産業の発展に比べるとこの分野への対応が遅れています。このプロジェクトの最終的な目的は、労働安全衛生分野における日本で開発、蓄積されてきた知識・技術をマレーシアに移転し根付かせることです。私のような専門家が騒音、有機溶剤中毒など労働衛生に関するテーマを1～2ヶ月程で集中的かつ効率的に技術移転します。今回、私は重金属のバイオロジカルモニタリングというテーマを担当しました。実際には、国立労働安全衛生研究所National Institute of Occupational Safety and Health（NIOSH）で、講義、実習を行い、フィールドワークとして工場の作業場巡視、各種試料のサンプリングを行いました。受講生は、NIOSHスタッフ、DOSH（労働省安全衛生局）スタッフ、大学関係者などであり彼らの専門性も産業衛生に携わる医師から化学者、学生まで多岐に及びました。作業場巡視では、受講生と共に鉛蓄電池製造工場に赴き、作業者の血中・尿中鉛濃度を実際に測定し鉛蓄電池工場作業者の曝露評価を行いました。日本の同種の作業現場と比較してもマスク着用などの作業環境管理や労働者の有害物質に対する意識教育などこれから取り組み改善していくべき課題も多く認めました。

マレーシアは日本よりもやや狭い国土に2,000万強の人口を持つ東南アジアの中進国です。民族もマレー系が約5割強、中華系が3割強、インド系が1割強と多様な国民性を持ちます。宗教、文化も多様な面を持ちますが、イスラム教が国教になっています。モスクと呼ばれるお祈りをする場所が街のあちこちにあり、敬虔なムスリム教徒は一日5回決まった時間に欠かさずお祈りをします。マレーシアの国営テレビでは礼拝時間が来ると番組の途中でも各地のモスクの画面が現れ、「アッラー・アクバー（アッラーは偉大なり）」



のアザーン（詠唱）が流れます。私は赴任当初講義の準備のために毎朝5時頃に起きていたのですが、5時40分頃になると外からお祈りの歌声が流れてきていぶかしく思ったものでした。金曜の午後には近くのモスクに集団礼拝にでかけます。その際ムスリムの男性はソンコという帽子をかぶって行きますが、この帽子にも位分けがあり、黒い帽子をかぶっているムスリムは聖地メッカに巡礼したことがあるという証であり周りから一目置かれているそうです。JICAの契約ドライバーであり、私を毎日送迎してくれたラザリーさんという運転手の方も、来年メッカに巡礼に行くのだと誇らしげでした。

昼食は基本的にJICA日本人スタッフの方とNIOSH近辺のリーズナブルなローカルレストランに行くのが常でした。経済飯、肉骨茶（バクテイ）、クレイポットチキンなどガイドブックで見られるマレー

中山国際医学医療交流センター

シアのローカルフードが主で、毎回色んなところにいけるので楽しみでした。ある中華レストランに行った時は、注文後ウエイトレスのおばさんがお湯のはった洗面器を持ってきました。お湯はかなり熱くて70~80度はあったでしょうか。現地の人は使っていないみたいなので、日本人、ツーリスト専用かもしれませんが、このお湯を使って自分で箸やお茶碗などの食器を洗うのです。果たしてその効果は疑問の残るところもあるのですが、JICA日本人スタッフの方々はさも当然のように手馴れた仕草で洗っていきます。「先生、公衆衛生的にみて殺菌効果はどれくらいでしょうか？」と尋ねられもしました。

マレーシアは熱帯、高湿度という植物の成長にとって好条件が整っており、日本ではなかなかお目にかかれない果物も数多くあります。その中でも、ひときわ異彩を放つのが、「果物の王様」、「森林のチーズ」と称されるドリアンです。メロン大の楕円形をしたこのとげとげの果物をマレーの方は好んで食べています。JICAの日本人スタッフの中にもドリアン中毒の方がおり、昼食後のデザートにわざわざ屋台に立ち寄って食べていました。一個5RM(150円)で中には7, 8個の(兜虫の蛹の様な)実が入っています。私も挑戦しましたが、その独特の強い匂いと昼間に食べたにも関わらず夜寝る時まで喉の奥にへばりつくしつこさに辟易しました。もちろんこのドリアンには色々な種類があります。講義の中で「どのドリアンが一番美味であるか？」と受講生に尋ねたところ、D-24が最上との答えが返って来ました。(JICA日本人スタッフの中ではD-2が一番おいしいと言われていたのですが)機会と勇気のある方はぜひ試してみてください。

今回の仕事では、現地での活動期間1ヶ月半という限られた時間の中で最大限の効果を生み出すため、9月頃より現地のJICAスタッフとプログラム、準備機材などについて十分に打ち合わせを重ねていましたが、現地調達機材の遅延や機器の故障など予想外のことも多くありました。それでも、これまでJICAスタッフが地慣らししてきた土台に今回のテーマである重金属バイオロジカルモニタリングという種子を確実に植えることができたと思います。もちろんその種子が芽を出し、実をつけるのももう少し先のことになるでしょう



が、学生時代に憧れた国際協力という舞台で自分の役割を果たせたことに満足しています。日本のODAに関して新聞誌上では批判の出ることもありますが、総じていえることは現場のスタッフは熱く、自分達の役割を黙々とまっとうしているということです。スタッフの「自分たちの仕事は近視眼的に評価されるものではなく、10年後、20年後のマレーシアを見据えている」という言葉が印象的でした。

本当に充実した日々でした。この40数日間の全てが自分のプラスになったと思います。帰りの飛行機の中ではその想いが巡り、自然とこの準備期間から現地任務までの出来事をひとつひとつ反芻していました。

最後に、この貴重な経験の機会を与えて頂きました中山国際医学医療交流センター長で当教室の河野公一教授ならびに出張中の仕事の代行をしていただいた先生方、JICA任務に関して貴重なアドバイスを頂きました微生物学教室の佐野浩一教授、中野隆史先生にこの場を借りて心より感謝しつつ筆を置きたいと思います。

秋の定期健康診断を終えて

平成15年度の定期健康診断は、10月21日～10月31日の8日間で実施し、さらにこの期間に受検できなかった方を対象に、“未受検者健診”として12月上旬に2日間の健康診断日を設けました。そのため、職員の受検率は99.0%の高率になりました。来年度は職員以外（研修医、専攻医、大学院生）の受検率を上げるようにしたいと思います。

定期健康診断部署別受検率（平成16年1月26日現在）

部署名	対象者数(人)	受検者数(人)	受検率	部署名	対象者数(人)	受検者数(人)	受検率
学 長 室	1	1	100.0%	放射線医学	74	74	100.0%
法 人	2	2	100.0%	産婦人科学	27	23	85.2%
法人企画室	4	4	100.0%	麻 酔 科 学	27	22	81.5%
英 語	1	1	100.0%	病態検査学	5	5	100.0%
独 語	2	2	100.0%	中央検査部	61	61	100.0%
哲 学	1	1	100.0%	輸 血 室	8	8	100.0%
心 理 学	1	1	100.0%	周産期センター	6	6	100.0%
物 理 学	5	5	100.0%	リハビリテーション科	29	27	93.1%
化 学	4	3	75.0%	I C U	4	4	100.0%
生 物 学	3	2	66.7%	血液浄化センター	3	3	100.0%
数 学	1	1	100.0%	中央手術室	1	1	100.0%
学 務 課	13	13	100.0%	救急医療部	8	8	100.0%
総 務 課	19	19	100.0%	エイズ調査室	1	1	100.0%
人 事 課	7	7	100.0%	病院病理部	3	3	100.0%
財 務 課	7	7	100.0%	臨床工学室	6	6	100.0%
管財用度課	5	5	100.0%	病院事務部	2	2	100.0%
研究協力課	5	5	100.0%	病院サービス課	12	12	100.0%
解剖学	8	8	100.0%	医 事 課	57	57	100.0%
解剖学	6	6	100.0%	物流センター	14	14	100.0%
生理学	6	6	100.0%	栄養部栄養課	56	56	100.0%
生理学	8	8	100.0%	施 設 課	21	21	100.0%
医 化 学	12	12	100.0%	薬 剤 課	40	40	100.0%
薬 理 学	12	12	100.0%	看 護 部	741	741	100.0%
病理学	11	11	100.0%	消化器内視鏡センター	3	3	100.0%
病理学	10	10	100.0%	医療情報部	5	5	100.0%
微生物学	12	9	75.0%	臨床治験センター	7	7	100.0%
法 医 学	9	9	100.0%	医療相談部	5	5	100.0%
衛生学・公衆衛生学	24	19	79.2%	医療安全対策室	2	2	100.0%
機器共同利用センター	5	5	100.0%	看護専門学校	21	21	100.0%
医学情報処理センター	1	1	100.0%	LDセンター	3	3	100.0%
実験動物センター	7	7	100.0%	委 託	22	22	100.0%
保健管理室	4	4	100.0%	総 計	2056	1932	94.0%
図 書 館 課	9	9	100.0%				
内 科 学	97	78	80.4%				
内 科 学	54	40	74.1%				
内 科 学	52	34	65.4%				
一般・消化器外科学	28	27	96.4%				
胸部外科学	24	23	95.8%				
脳神経外科学	29	22	75.9%				
形成外科学	20	19	95.0%				
整形外科学	47	36	76.6%				
口腔外科学	33	33	100.0%				
神経精神医学	33	25	75.8%				
小 児 科 学	35	29	82.9%				
眼 科 学	45	43	95.6%				
耳鼻咽喉科学	23	16	69.6%				
皮 膚 科 学	18	15	83.3%				
泌尿器科学	19	14	73.7%				

職種別有所見率

職 種	受検者数(人) ()内は受検率	有所見者数(人)				
		要経過観察	要精密検査	継続治療	計	有所見率
教 員	333 (96.5%)	115	55	65	235	70.6%
看 護 職	702 (100.0%)	177	20	72	269	38.3%
技 術 職	220 (100.0%)	77	26	37	140	63.6%
技 能 職	41 (100.0%)	16	7	7	30	73.2%
事 務 職	197 (100.0%)	66	18	29	113	57.4%
労 務 職	41 (100.0%)	17	9	12	38	92.7%
専任教員	15 (100.0%)	3	1	5	9	60.0%
専攻医・副手	96 (70.6%)	11	5	2	18	18.8%
研 修 医	114 (84.4%)	18	0	7	25	21.9%
大学院生	107 (67.3%)	19	2	2	23	21.5%
非常勤職員	44 (100.0%)	20	5	5	30	68.2%
委託	22 (100.0%)	13	4	0	17	77.3%
総 計	1932	552	152	243	947	49.0%

保健管理室からのお知らせ

健診と医療監視

年々健康診断に関する医療監視は厳しくなり、平成15年10月に行われた保健所、近畿厚生局の医療監視においては、これまで健康診断の対象としていなかった非常勤医師（講師）の健康診断実施の有無も調査され、慌てて該当の医師に連絡をとる次第でした。また、未受検者については、未受検の理由を各人に確認するよう指導を受けました。お忙しい勤務の中、追いかけるように受検を催促致しましたが、ご理解頂きたいと思います。

健診と集団感染

近年、結核の施設内集団感染が多発しており問題になっています。本院においても、昨年は定期外検診を必要とする事例が2例ありました。結核患者と接触のあった職員については、保健所の指導のもと、1～2年間は約半年毎に胸部エックス線検査で確認するなどの対策をとっています。そして健診未受検者の方が撮影されるまで追跡しています。医療機関は、結核患者を含め様々な病気の患者や広範な社会分野の人々が集まるところであり、結核菌保菌者から感染を受けやすく、罹患した場合は院内感染の感染源にもなりうる危険性があります。私たちは、“ハイリスクグループ（結核発病の恐れが高い）”であると同時に、“デンジャーグループ（感染させる可能性が高い）”という自覚を持ち、自分のため、人のために年に一度は必ず健康診断を受けるようお願い致します。

有機溶剤・特定化学物質健康診断（秋期）を終えて

本健康診断は、有機溶剤・特定化学物質の従事者を対象に定期健康診断と併せて実施しました。春期同様、高い受検率ではありますが、健診方法の説明不足のためか、部分的にしか健診を受けておられない方もおられ、今後の課題であります。また、本健康診断の周知が広まっているのか、対象人数も増加傾向です。次回の健診は、5月頃実施、問診票の配布は4月頃の予定ですので、特殊物質使用者は、受検されますよう宜しくお願い致します。

有機溶剤・特定化学物質健康診断 受検率（職種別）

職 種	対象者(人)	受検者(人)	受検率(%)
教 職	42	41	97.6
技 術 職	32	32	100.0
技 能 職	9	9	100.0
労 務 職	1	1	100.0
看 護 職	14	14	100.0
大 学 院 生	10	9	90.0
そ の 他	11	11	100.0
総 計	119	117	98.3

ストレスチェックについて

健康診断期間中、希望者を対象にストレスチェックを実施し、88名（男性19名、女性69名）の方が受けられました。ストレス度が高かったのは45名（51.1%）で、その内34名（38.6%）が“ストレス不応型”（ストレス度が高く生活満足度も低い、心身ともに疲れ切った状態）となりました。

希望者を対象にしていますので、ただちに今回の結果を本学全体に当てはめることはできませんが、昨今、職場でストレスを感じている人は年々増加していると言われており、本学も例外ではないと言えるでしょう。

ストレスと上手く付き合っていくためには、ストレスに早めに気がついたり、自分の心身の健康状態を自覚することが大切です。多忙な日常生活の中で知らず知らずの内にストレスをため込んでいることもあります。日頃から心身の健康について考えましょう。

ストレスチェック結果

	ストレス適応型 （ストレス度が低く、 生活満足感が高い）	ストレス準適応型 （ストレス度は低い、 生活満足感が低い）	ストレス抵抗型 （ストレス度が高く、 生活満足感が高い）	ストレス不応型 （ストレス度が高く、 生活満足感が低い）	総 計
男 性	8 (42.1%)	3 (15.8%)	2 (10.5%)	6 (31.6%)	19
女 性	13 (18.8%)	19 (27.5%)	9 (13.0%)	28 (40.6%)	69
総 計	21 (23.9%)	22 (25.0%)	11 (12.5%)	34 (38.6%)	88

平成16年度前半の事業案内

1. B型肝炎抗原抗体検査、HCV抗体検査

平成16年4月に実施予定です。

日時、場所などの詳細は3月上旬に各部署に案内致します。申し込み制となりますので、各部署に案内・申込み用紙が配られましたら、希望者は記入し保健管理室に提出して下さい。

なお、B型肝炎の予防接種（1回目）は6月上旬の予定です。

2. ツベルクリン反応検査

平成16年4月に実施予定です。

上記検査同様、詳細は3月上旬に各部署に案内致します。本学にツベルクリン反応のデータが記録されていない方が対象となり、検査が必要な方には各個人宛に案内致します。自分はどうなのかかわからない方は、保健管理室までご連絡下さい。

3. 新臨床研修医採用時健康診断

平成16年4月末の研修医オリエンテーション期間中に実施予定です。必ず新臨床研修医が受検できるよう各部署内でのご協力をお願い致します。

4. 医学生定期健康診断

平成16年4月14日、21日、28日、5月12日

5. 看護学生定期健康診断

平成16年4月30日、6月3日

6. 電離放射線従事者健康診断（*）

平成16年4月に実施予定です。

登録者全員に各部署まとめて問診票（被曝歴調査）を配布します。必ず問診票を期日までに提出して下さい。

7. 血液浄化センター・臨床工学室定期健診

平成16年4月に実施予定しています。

8. 特定業務従事者健康診断（*）

平成16年5月下旬に実施予定です。

主に深夜業務に従事している職員を対象に実施します。対象者には事前に案内と個人票を配布します。

9. 有機溶剤・特定化学物質健康診断（*）

平成16年5月下旬に実施予定です。

有機溶剤、特定化学物質を使用しているかどうか、4月下旬に調査票（問診票）を各部署に配布します。該当される方は必ず調査票（問診票）を提出して下さい。

10. 日本脳炎予防接種

平成16年5月12日、5月19日

（*）印の健康診断は、保健所の監査と労働基準監督署の報告をしておりますので宜しくお願いします。

大阪医科大学俳句会（九・十・十一月）

手の平が追ひかけてくる風の盆 塚本務人

生国は誰にもひとつ渡り鳥 同

干柿を目印として迷ひけり 今井雄介

ステッキで地球を押し月夜行く 同

秋風にあそびある子や賢治の碑 中川一成

古戦場地図で確かむ刈田かな 同

三日月にぶらさがつてゐれば帰れさう 吉田孝江

象の尻尾秋風とらへどころなく 飯塚久子

の留守亭主の留守の赤ワイン 美濃 眞

淀暗し小舟は月の枢かな 由谷三千夫

マント着て丸ごと三角あんの子 山崎隆司

行く秋や象牙の箸のひび深し (大阪) 宮脇芳美

投句のお誘い

一般の方も投句（何句でも）して下されば、
当句会で会員の出句と同じように選句します。
入選句は当欄に掲載します。

宛先は

〒569-8686 高槻市大学町 2-7
大阪医科大学

俳句会

皆様の参加をお待ちしております。

関西大学と学術交流協定締結



協定書調印を終え握手する島田学長と河田関西大学長

本学と関西大学は平成15年12月19日付で、学術交流に関する協定を締結した。両大学は今後、教育及び学術研究の領域において、共同研究の推進、教員の相互交流、大学院生・学部学生の相互交流、カリキュラムの相互提供、学術情報及び資料の交換を行うことになる。

その具体的な交流計画の一環として、同日付で「医工連携に関する覚書」を合わせて締結した。すでに行われている共同研究を含め、医学と工学分野が組織的・機能的に交流することにより情報を幅広く交換し、先端的な機器や診断技術の開発を展開していくことが可能となった。

大阪医科大学学報 第59号
発行年月 平成16年2月
発行 学校法人 大阪医科大学
編集・発行 総務部
印刷 大日本印刷株式会社
大阪医科大学ホームページ
<http://www.osaka-med.ac.jp/>